

栃木市立西方中学校 いじめ防止基本方針

はじめに：いじめとは

「いじめ」とは、学校に在籍している当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめのない学校づくりに向けて

全ての教職員が、「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめはどの子にも、どの学校においても起こり得る」ということを強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

2 いじめの未然防止に向けて

- 生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「道徳教育」「人権教育」の充実に努めます。
- 生徒一人一人に対して、いじめの問題を自分自身の問題として強く認識させ、「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成することで、自ら解決を図れるよう、計画的な指導を実践します。
- 教職員の人権感覚を磨くとともに、いじめに対する意識の高揚及び指導力の向上のために研修を随時行います。

3 いじめの早期発見に向けて

- いじめは大人が気づきにくく、判断しにくい状況で行われるということを、教職員一人一人が強く認識します。
- 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して抱え込むことなく、組織的な対応を図ります。
- 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。

4 いじめの早期解決に向けて

- 生徒や保護者からのいじめ相談に迅速に対応します。
- いじめられている生徒や保護者の立場に立った対応を的確に行います。
- いじめられている生徒を徹底的に守り通します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、即座にその行為を止めさせるとともに、組織的かつ継続的な対応を図ります。
- いじめている生徒に対しては、行為の善悪、相手の心情、いじめの代償や責任についてしっかり理解させるとともに、再発防止に向け、学校組織としてしっかり指導します。
- 保護者に対して説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向けて取り組めるよう努めます。

5 いじめ防止等の対策のための組織について

いじめ対策委員会（未然防止・早期発見対策に係る委員会、いじめ認知時の対応に係る委員会）を組織し、校務分掌に位置付け、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通した未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

また、本委員会において、いじめの問題への取り組みが計画的に進んでいるかどうかのチェックを行い、学校いじめ防止基本方針をはじめとした学校の取り組みが実効性あるものとなるよう、改善を図ります。

6 重大事態への対応

- 学校がいじめ防止対策推進法第28条により、当該事案が重大事態と判断した場合には、以下のとおり対応する。
 - ア 教育委員会に報告するとともに、直ちに所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
 - イ 当該いじめの対処については、教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）が中心となり、学校組織をあげて行う。
 - ウ 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、教育委員会と連携しながら、学校組織をあげて行う。
 - エ いじめを受けた生徒やその保護者に対し、明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
 - オ 当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮したうえで、状況に応じ保護者説明会を実施するとともに、解決に向け協力を依頼する。
 - カ いじめ対策委員会（未然防止・早期発見対策に係る委員会）を中心として、速やかに学校としての再発防止策をまとめ、着実に実践する。

7 【いじめ防止に関する年間計画（4年度）】

月	
4	・「生徒指導・いじめ対策委員会」の設置※ ・「学校いじめ防止基本方針」の周知（※必要なホームページの更新）
5	
6	・いじめアンケート調査（市調査） ・心のアンケート実施①（学校） ・QUテストの結果分析 ・教育相談①
7	・夏休みの生徒指導の確認 ・三者面談①（夏季休業中）
8	・三者面談①（夏季休業中）
9	
10	・心のアンケート実施②（学校） ・三者面談②
11	・三者面談②
12	・人権週間
1	・心のアンケート実施③（学校） ・教育相談② ・三者面談（3年希望者）
2	
3	・次年度に向けて

※「生徒指導・いじめ対策委員会」については、上記には記載しないが、毎職員会議時に開催するものとする。